

金	ミ	ヤ
金	ミ	ヤ

「しついく、何時
間も電話されて
……参りてごる

人です、武富士
には」

関東地方に住むAさん（四〇代）
が筆者に事情を打ち明けたのは、昨
夏のことだった。おりしもヤミ金対
策法が成立した直後。Aさんは自身、
サラ金に追い詰められてヤミ金には
まっていた。

絶望していたAさんに救いの手を
差し伸べたのは、被害者の会「全国
クレジット・サラ金被害者連絡協議
会」（団03・3774・1717固
03・3774・1804）だ。やが
て「よう殺すぞー」といつたヤミ金
からの殺しはなくなつた。すると今
度は、武富士からの厳しい取り立て
に悩み始めたのである。

Aさんと武富士の取り引きは「〇
年以上におよぶ、利息制限法（年一
五～二〇%以下に規制しているが、
違反しても罰則はない）で定められ
た金利を尊重して同社が誠実に交渉
に応じれば、借金なし返し終えてい
る。それどころか武富士は、Aさん
からお金を取りすぎていたのだ。
それでも武富士はAさんに電話を
かけてきた。Y支店のB社員。「です
ます」頭の強い口調で責めたてる。
のつけから、Aさんが約束の日時に
電話をかけなかつたという、些細な
ことで過及が始まつた。

B社員 事情があつたとしても一日

一回は電話できません（詰問調）。

Aさん 一日一回と言つても……。
B社員 （仕事には）休憩時間とかあ
りますからと」だつて。トイレ行く
ときだつて。じゃトイレも行けない



裁判所の 冷たい態度

Aさんは武富士を
言つたら、電話をできない状況とい
うのがあり得ない……。
B社員 そんな状況なんて絶対ない
んですか？（略）

Aさん あの、そちらの言い分から
言つたら、電話をできない状況とい
うのがあり得ない……。

Aさんは武富士を
含む七社から五〇〇
万円近い債務の返済
を求められ、死ぬ思
いで前述の被害者の

払いすぎでも金払え？

三宅 勝久

実録

武富士3時間 取り立て事件

盗聴罪で、会長もるととも起訴された「武富士」。

貸金業の登録抹消の可能性が取りざたされる一方で、
「法令遵守徹底」を謳い文句に事業をおさめたい様子だ。
だが、体質は簡単には変わらざつもない。

すでに
(武富士の求めによるAさんからの
コレクト)ホールで料金は武富士払い、
以下同じ)

「金利のカラクリ」を知った。
サラ金の金利は出資法（年一九・
一〇%以下）と定めていて、違反すれば

金利が増える」ともなかつた」と、A
さんは悔やむ。
さて、Aさんはサラ金と対等に交
渉するために対し、「特定調停」
を裁判所に申し立てた。

調停では、利息制限法を使って債
務の金額を出してから、双方で払い
方を話し合う。きちんと計算すれば
債務は必ず減る。取り引きが長けれ
ば、返済終了後もお金を払つてしま
つた「過払い」状態となる可能性も
ある。Aさんの場合は、武富士など
三社にそれぞれ一〇〇万円前後の過
払いが予想された。

利息計算に必要なのが、業者の保
管する出入金の明細「取引履歴」(計
算)

「罵声専務」が委員を務める 「法令遵守委員会」の正体

武富士は昨年12月24日付で、「コンプライアンス（法令遵守）体制の強化」と銘打った改革案を発表した。「社内コンプライアンス委員会」に社外委員を入れるなどしたというが、期待できるのだろうか。

委員長は▼内田輝紀副会長（元大蔵省印刷局長）が統括。社外委員に▼浅岡谷弁護士（元第一東京弁護士会副会長）▼奥島孝康氏（元早稲田大学経営）▼日野正晴弁護士（元金融監督庁長官、元名古屋高検検事長）▼正田文男氏（株式会社ニッセイ基礎研究所社長、元日本生命副社長）の4人があらたに参加する。武井元会長の二男、健児専務も委員に名を連ねているという。

健児氏については、無謀なノルマを強要されたり、非人間的な扱いを受けたと多くの元社員が訴えている。昨年末には同氏から繰り返し罵声を浴びせられていた元従業員が、証拠の録音テープを暴露した。「全然（回収）足りねえじゃん！」と、社員を激しく駄目とするさまは、まるでヤミ金か暴力団のようだ。

社外委員も、武富士寄りの人物が多い。浅岡氏は武富士批判を続ける「東京新聞」の顧問弁護士も務めており、労組に圧力をかけた経緯がある。日野氏は「ヤメ検」として検査当局との太いパイプを持ち、トラブルだらけの旧商工ファンド（現SFCG）の代理人でもある。そして奥島氏は、サラ金業界擁護の研究をする「消費者金融サービス研究会」（事務局・早大）の常任理事。正田氏も同学会の理事に名を連ねる。早大と武富士は、同社出資の企業をめぐり協力関係にある。

コンプライアンス委員会が発足したのは一昨年7月。「武井会長の指示の下（中略）コンプライアンス対策を推進していく」と、当時の社内報は報じている。

「成果」はその後の実績が示している。法令遵守委員と言えども、武井会長には逆らえないということではないか。だから盜聴事件も、「本人が否定するので……」（清川昭社長）というおざなりの調査しかできていない。健児氏の「社員恫喝問題」や「盜聴指示疑惑」について、新生コンプライアンス委員会がどんな調査をするか、見ものである。

（三宅勝久）

（第五回とも違う）だ。この苦難を業者が開示すれば調停はスムーズに進み、債務がないことを確認して、お金を取り戻すことができる。「やっとおだやかに暮らせる」とAさんは希望を抱き、M簡裁に向かった。

しかし、そこに待っていたのは、「お役人の冷たい対応だった。調停を申し立てたものの、当初は遇払いや三社のども取引履歴を出しではこなかった。調停委員会も開示を要求しない。やがて武富士を除く二社が「債務の不存在」を認めたが、履歴の差異開示は拒否した（うち一社は後に開示）。とりわけ頑固だったのが武富士だ。

一〇年以上ある取り引きのうち過去数年分の履歴のみを提出して、暗に債務は残っている」と主張。調停

はたちまち不成立に終わつた。

調停委員会は必要文書の開示を命令する権限付きの権限を持っている。Aさんは、「文書提出命令」を武富士宛てに出すよう調停委員会に文書で申し入れた。

だが、この切実な訴えを審査官や調停委員、裁判官も抱んだ。

「ウチの簡裁では文書提出命令は出したことがないんです……」

そして、調停が不調になるのを待つていたかのように、武富士から冒頭のような取り立ての電話がきた。

「誠意ある回答」とは?

その取り立ての電話の続きを紹介

Aさん はい?
C社員 自分都合でぜんぶ話を進めないとください!!（略）初回からの取引（履歴を開示しろ）だと、利息制限法だと!! Aさんが支払えないからそうするんでしょ!! ウチが

は協力しますよね、調停だってそうですね。そうですね!! ウチが

しきを増した。

Aさん 現状では入金できない状況なんですか……というお話はずつとしているんですけど（略）。

C社員 だから!!（大声）なんでも向こうから男のわめき声がする。

「おい、おい、いいかげんにしろ!!（略）」

II 絶対に!!

何かを叩くような物音。社員が激しく恫喝されているようだ。

それでもC社員は電話をやめない。そしてかん高い声でAさんの財布の中身を聞いた。Aさんは覺悟を決めた。

C社員 今いくらくらい（お金を手持ち）でござりますかー

Aさん 二〇〇〇円……。

C社員 手持ちが二〇〇〇円? 二〇〇〇円が家にあるお金ですかー

Aさんは覚悟を決めた。

「私には債務などない。履歴が全部開示され、過払い金を取り返すまで武富士と戦います」

この三時間の電話から約五ヶ月が過ぎた昨年の暮れ、武富士からAさんに二通のハガキが届いた。日付は武井保雄被告が会長を辞任した直後の二月九日と一一日付、題は「督

促状」(一一ペー
ジ写真参照)。文
面は「うだ。
「誠に不本意な
がら合意管轄裁
判所等へ提訴も検討しております。
しかし、お客様より誠意ある回答
があれば、ご相談にのる準備は充分
ございますので、(略)合計一七万
六五一四円」(後半は筆者)

Aさんはあきれた。金を返してく
れるどりか一一七万円を一括で払
えという。利息制限法で利息を計算
したいので情報を開示してほしい
——ただそれだけの要望を拒み続け、
臆面もなく、これが「誠意ある回答」
だとして入金を求めてきたのだ。

それでもAさんは、「過払い金を返
してほしい」と單独で交渉を続けた。
そして、年末を最後によく取
り立てが止まつた。武富士社内の債
権回収部署から過払いを取り扱う部
署へ、Aさんの件が移されたのだと
後に知られた。

取引履歴出し張りの「伝統」

過払い金を請求されるのを嫌がつ
て、武富士が取引履歴を出し張る話
は、弁護士や司法書士の間では有名
だ。Aさんのケースでも、過払いが
明確なのに、露骨に「払え」と言つ
たのは三社のうち武富士しかない。
「(社内での)取引履歴の取り扱いは
頻繁に変わつてしましました」と、ある
元社員は振り返る。



「昔は過去三年間に限つて支店の判
断で出していました。その後過払
い訴訟が増え、支社の決裁がいる
ようになった。ただし三年間という
のは同じ。さらにその後、過払いじ
やない債権についてのみ全面開不す
るという方針になつたと思います」
過払いの客が調停を申し立てた場
合には、取引履歴を出さずに「債務
は残つてない」と口頭で伝えて済
んだが、後に禁止されたといふ。

調停や破産の申し立て中に取り立
てする」とは、貸金業規制法で禁止
されている。Aさんが武富士から取
り立てられたのは、調停が失敗に終
わつた直後からだつた。
だが調停がどうであれ、過払いで
あることは変わらない。なぜ執拗に
取り立てをするのか——この点につ
いて元社員らは説明する。

「弁護士や司法書士の介入があつた
り、破産したりすればしかるべき部
署に移管される。だが客自身が債務
整理をしようとした場合は、社内規
定で定められた日数を超えない回
収のノルマから免除されません」
だから、お金を返すべくお客様であつ
ても請求を行なわざるを得ない——
それが「お客様第一主義」を標榜
する武富士のシステムなのだ。

金融庁事務ガイドラインは、サラ
金各社に対してこう求めている。
「債務者、保証人その他の債務の介
済を行おうとする者から、帳簿の記
載事項のうち当該弁済に係る債務の
内容について開示を求められたとき
に協力すること。取引履歴などの開
示を求められた場合は協力すること」と
内東財務局によると、取引履歴の

出し張りはガイドライン違反にあた
る。ただし罰則はない。また最高裁
は「〇〇〇年、田崎な債務整理に協
力するよう金融庁を通じて業界に通
達した。Aさんにに対する武富士の態
度は、「協力」的とは言えまい。

一方、二時間にわたる電話攻撃は
貸金業規制法二二条(厳しい取り立
ての禁止)違反にあたる可能性があ
る。Aさんは近く、同財務局に行政
処分を申し立ててる考え方だ。

武富士で業務を取り仕切るのは本
社一三階にある営業統轄本部。その
本部長を務めるのは、専務で前会長
の二男・武井健見氏(三三歳)だ。

会長辞任後、健見氏は事実上の経営
トップと目されているが、その行動
には疑問の声がある。

昨年一二月には、健見氏から露声
を練り返し浴びせられた元従業員が、
損害賠償を求めて大阪地裁に提訴し
た。この健見氏が、「ともあくうに
社内コンプライアンス(法令遵守)
委員会(三ページコラム参照)の
委員に納まつてゐる」という。

闇の世界や警察、検察にパイプを

持ち、法を軽んじて憚らない「武井
帝国」に、白痴能力など期待できな
い——それが武富士を知る元社員や
ジャーナリストの大多数の意見だ。

専門撮影/筆者

みやけ かつひさ・フリー記者 本誌に「武
富士社員迷惑物語」などを執筆。新刊に「チ
ラシ・ヤミ金大暴露(花詩社)」

K裁判所ではそれで通用していた。
また調停の場で、「過払いの客から
一〇〇〇円をもらつて和解する」作
戦も使われたと、複数の社員は証
言する。「返済はいいから一〇〇〇円
だけ払つて」と提案すると、ほとん
どの客が応じる。それを条件に調停
を取り下げるというわけだ。

武富士にとつて調停の取り下げは

ませた時期もあつたという。地元の
金融庁事務ガイドラインは、サラ
金各社に対してこう求めている。
「債務者、保証人その他の債務の介
済を行おうとする者から、帳簿の記
載事項のうち当該弁済に係る債務の
内容について開示を求められたとき
に協力すること。取引履歴などの開
示を求められた場合は協力すること」と
内東財務局によると、取引履歴の

週刊金曜日 2004.1.23 (492号)